

介護保険料の納付が開始

介護保険制度は、介護を必要とする状態になってもできる限り自立した生活ができるよう、高齢者の介護を社会全体で支えていく仕組みです。

皆さんが納める保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。
納め忘れのないようお願いします。



健康福祉部 介護保険課
995-1821

対象／普通徴収の方

※第1号被保険者(65歳以上)の方で納入通知書または口座振替通知書が届いた方
期間／7月～平成26年2月

特別徴収の方は……

特別徴収者は、特別徴収開始通知書の記載内容で年金から引かれます。また、場合によっては特別徴収と普通徴収の両方で納付することがあります。

滞納している保険料がある場合

①納期限から1年以上1年6カ月未満の滞納分がある方

償還払い

- サービスにかかる費用の全額を、一度自己負担でお支払いください。
- 市に申請をすると、保険給付分の9割が支払われます。

②納期限から1年6カ月以上経過した滞納分がある方

- サービスにかかる費用の全額を、一度自己負担でお支払いください。
- 市に保険給付分の9割の給付について申請していた

できます。
※この場合は支払う9割の一部または全部が一時差し止めとなります。

③納期限から、2年以上経過した滞納分がある方

- その滞納期間に応じて、1割負担が3割負担となります。
 - 高額介護サービス費が受けられなくなることもあります。
- ※第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の方も滞納があると、償還払い化(①と②)の対象になります。

65歳以上の方の介護保険料段階一覧表

平成24年度～26年度の介護保険料			
所得段階	対象になる方	算定方法	年額保険料 (月額保険料)
第1段階	●生活保護を受けている方 ●老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	基準額×0.5	26,600円 (2,220円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.5	26,600円 (2,220円)
第3段階の1 (新設)	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円より多く120万円以下の方	基準額×0.625	33,300円 (2,775円)
第3段階の2	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える方	基準額×0.75	39,900円 (3,330円)
第4段階の1	世帯に市民税課税の方がいて、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.875	46,600円 (3,885円)
第4段階の2 (基準額)	世帯に市民税課税の方がいて、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える方	基準額×1.0	53,200円 (4,440円)
第5段階	前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.125	59,900円 (4,995円)
第6段階	前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	基準額×1.25	66,600円 (5,550円)
第7段階	前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の方	基準額×1.5	79,900円 (6,660円)
第8段階	前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	基準額×1.625	86,500円 (7,215円)
第9段階	前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	基準額×1.75	93,200円 (7,770円)
第10段階 (新設)	前年の合計所得金額が700万円以上の方	基準額×1.875	99,900円 (8,325円)

平成25年度の保険料は7月中旬に通知します

65歳以上の方の平成25年度介護保険料に関する通知書は7月中旬に個別に送ります。決定した保険料額や納め方などの詳細は、その通知書でご確認ください。